八幡西警察署 交通課からのお知らせ



道路交通法が改正されました。

いままで明確な定義がなかった「あおり運転」については「妨害運転」として規定され、「厳しい罰則」 のほか、違反すると「免許取消し」にもなります。

- ••• 「妨害運転」(あおり運転)の定義 •••
- 1「妨害運転」(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等における交通の危険性を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

2「妨害運転」(著しい交通の危険)

1の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

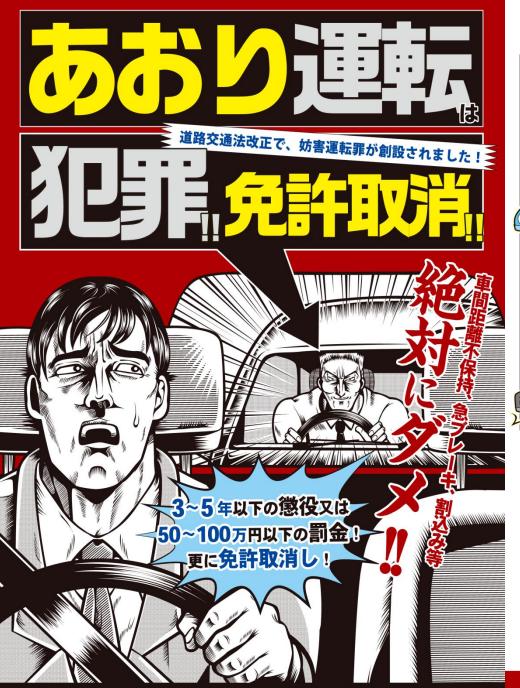
今回の法改正は、「あおり運転」等による悲惨な交通死亡事故や悪質な行為の続発を受けて改正されたものになります。



- ~ ドライバーのみなさんへ ~
- ■「あおり運転」をした場合は、「3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金+免許取消し」になります。
- ●「あおり運転」のせいで危険が生じた場合は、「5年 以下の懲役又は100万円以下の罰金+免許取消 し」になります。

詳しくは、添付したリーフレットを参照してください。

悪質・危険な「あおり運転」は犯罪です!



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備



1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反 (※10類型の違反。 下図参照) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の 危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

違反点数 25 点丨

免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年



🔁 妨害運転 (著しい交通の危険)

●の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役xは 100 万円以下の罰金 違反点数 35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大 10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる 10 類型の違反











車間距離不保持

禁止違反 追越し違反



減光等義務違反



警音器使用 制限違反



安全運転義務違反



最低速度違反 (高速自動車国道)



高速目動車国迫等 駐停車違反







